

岐阜都市計画生産緑地地区について(岐阜市決定)

1 市街化区域における農地の状況

本市では、昭和43年に施行された都市計画法により創設された線引き制度に基づき、昭和46年3月31日に優先的かつ計画的に市街化を図る市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域に区分された。

市街化区域は、人口増加やモータリゼーションの進展などに伴う社会の要請に応えるため拡大が進められるとともに、区域内の農地等が宅地に転用されることで新たな市街地を形成し、**市街化区域内の農地の面積は、平成9年度では旧柳津町を含め約1,850ha**であったが、**令和4年度には約950ha**まで減少している。

2 都市計画決定の必要性

【国の動向】

国では平成27年に都市農業振興基本法を制定し、**都市農地**は「宅地化すべきもの」から「**都市にあるべきもの**」へと大きく**転換**された。また、同年に閣議決定された国土形成計画において、グリーンインフラの取組みを推進することが定められた。

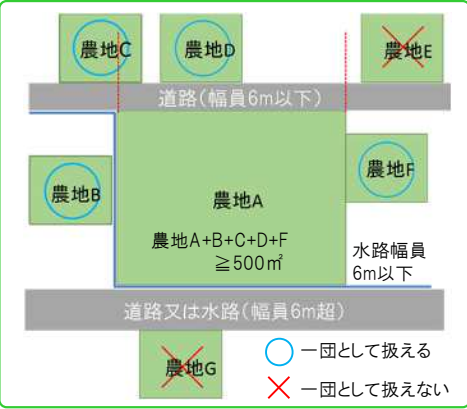
【関連計画の位置づけ】

計画名称	記載内容
岐阜市農業振興ビジョン（R3.3策定）	市街化区域内農地は、特産農作物の栽培に適したものもあり重要な役割を持つため、生産緑地制度の導入を検討
岐阜市都市計画マスタープラン（R4.3策定）	市街化区域内農地の保全・活用に向けて、生産緑地地区の活用を検討
岐阜市みどりの基本計画（R4.3策定）	市街化区域内農地の保全に対する農地所有者の理解を深める取組などを通し、生産緑地地区の活用を検討

【生産緑地地区の指定】

項目	内容
方法	都市計画協力団体等による都市計画提案に基づく
指定要件	土地 - 一団の農地等で500㎡以上であること - 土地の有効利用又は高度利用を図るべき地区を含む区域でないこと - 都市計画施設を定めた区域でないこと - 土地所有者等の全員の同意があること 営農 都市農業の振興に資する農地等であるもの 営農の長期継続が見込まれる農地等であるもの

【一団の農地等のイメージ】



3 生産緑地地区の検討と指定の経緯

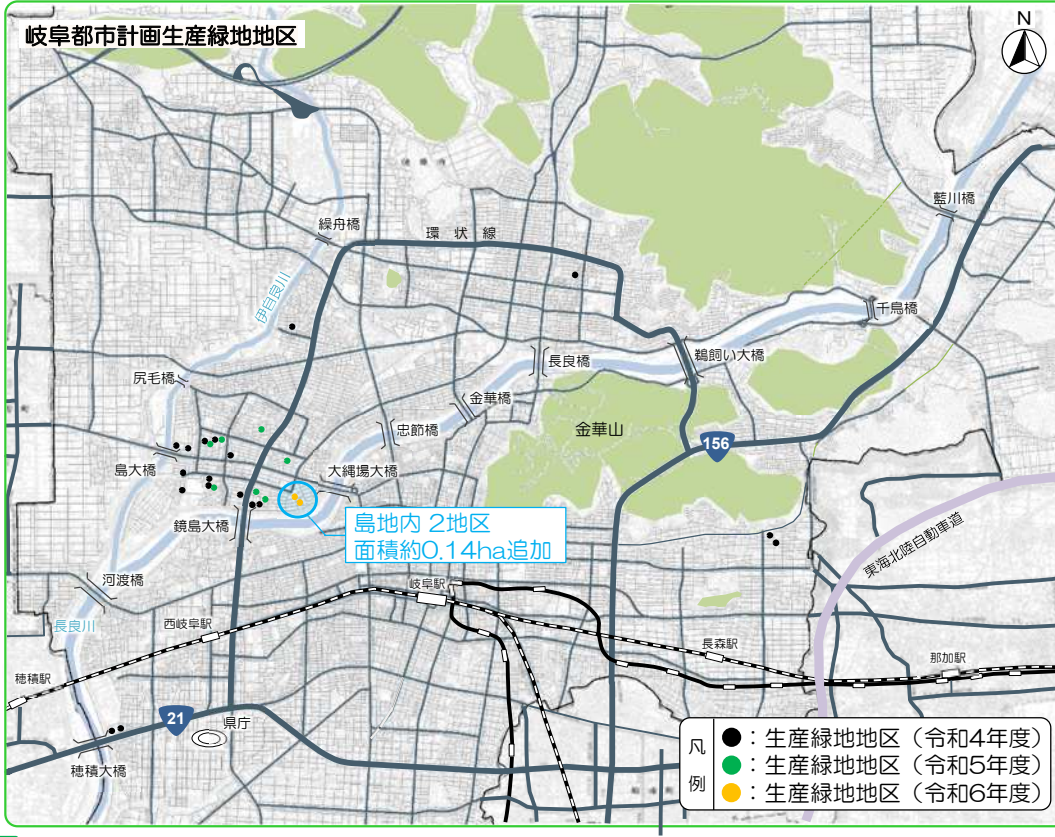
年度	主な内容
令和2年度	・農業者対象の勉強会や都市農業振興の講演会をぎふ農業協同組合（以下JAぎふ）が開催
令和3年度	・市とJAぎふによる生産緑地地区に関する意見交換 ・直近で生産緑地を導入した自治体調査（広島市、高知市とWEB会議にて実施）
令和4年度	・都市計画協力団体指定要綱策定、生産緑地の指定要件を定める要綱等を策定（6月） ・ JAぎふを都市計画協力団体に指定（8月） ・ JAぎふが生産緑地地区の都市計画決定の提案を提出（9月） ・岐阜都市計画生産緑地地区（18地区、面積約2.5ha）の 決定告示 （12月）
令和5年度	・新たに岐阜都市計画生産緑地地区（7地区、面積約0.79ha）追加の 決定告示 （12月）
令和6年度	・ JAぎふが生産緑地地区の都市計画決定の提案を提出（7月）

提案のあった地区ではすべて指定要件を満たしており、良好な都市環境の形成に充分資することができるものであるため、岐阜都市計画生産緑地地区の変更を行う

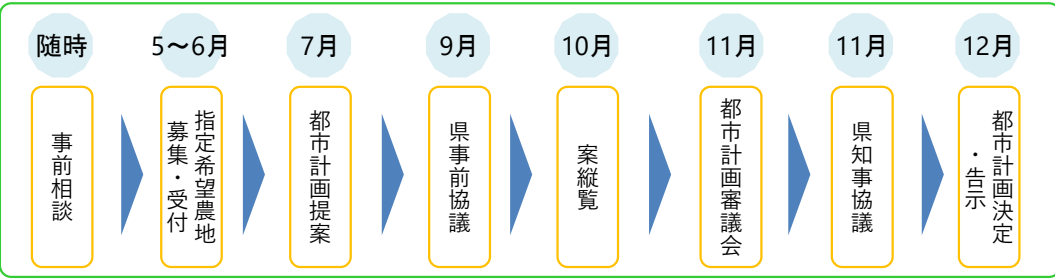
4 都市計画

令和4年度	面積 約 2.5 ha	市橋、島、合渡、長森東、則武及び長良地内の計18地区
令和5年度	面積 約 0.79 ha	島地内計7地区
令和6年度	面積 約 0.14 ha	島地内計2地区

生産緑地地区の位置は以下のとおり



5 決定までの流れ



6 相談窓口